

今月の納税

国民健康保険税・・・10期
介護保険料・・・・・・10期

納期限 1月31日(水)

便利で確実な口座振替も利用できます

戸別募金額
153万2,400円

平成18年度「赤い羽根共同募金」が、区長・区長代理・隣組長のご協力で実施されました。集められた募金は、群馬県共同募金会へ送金され、社会福祉協議会や福祉団体・施設など、民間の社会福祉事業推進のために役立てられます。町民皆さまのご理解とご協力に深く感謝いたします。



募金 赤い羽根共同募金

ありがとうございました

11月7日、群馬県農協ビルで農林水産統計調査協力者に対する農林水産大臣感謝状伝達式が開催されました。
町からは、柴崎徹さん(上野田)が出席。毎日の現金収支や労働時間・農産物生産量などの記帳を農業施策の基礎資料として提供した功績が認められ、感謝状が授与されました。

▶ 柴崎徹さん



表彰 農林水産大臣から感謝状を授与

老人福祉センターを利用して健康力をアップしてみませんか

老人福祉センターは、吉岡中学校の南にあり、四季の花木に包まれた自然豊かな環境にあります。生きがいづくり、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に提供する施設です。

▼施設の特徴
【温泉】 弱アルカリ性・低張性高温泉の「よしおか温泉」を使用しています。神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩の他、切り傷、やけど、慢性皮膚病、慢性婦人病に効能があります。

【機能回復訓練室】

ぶら下がり器、サイクル、ストレッチボードなど各種運動用具が設置されており、筋力アップ・健康増進に役立ちます。

【ヘルストロン】 高圧電位治療器で血行をよくし、頭痛、不眠症、肩こり、便秘などに効果を発揮します。

【教養レクリエーション】 カラオケ、卓球、陶芸、囲碁将棋などの活動を行っています。

【マッサージ機】 全身・部分マッサージを4機

設置。

▼利用手続 来館したら受付のカウンターを押して入館してください。

▼利用料 町内在住の60歳以上の、小学生未満の人、身体障害者手帳をお持ちの人は無料です。(小学生から60歳未満の人は200円)

▼開館時間 午前9時30分～午後4時

▼休館日 月曜日、祝日、年末年始

▼送迎バス マイクロバスが、週5日町内全域を巡回しています。運行表は、老人福祉センター窓口にあります。

▼問合せ先 老人福祉センター
☎ 54・3603



年金 申告手続きに必要な 源泉徴収票が送られます

高齢を支給事由とする年金を受けている人には、1月中旬から下旬にかけて社会保険業務センターから『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。この源泉徴収票には、昨年(平成17年度)の1月からの12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています(介護保険料が年金から特別徴収されている場合は源泉徴収税額は、支払われた年金額から介護保険料額を控除した後の金額で計算されます)。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、申告手続きをする際に、この源泉徴収票が必要になります。

もし、1月末日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失してしまった場合には、年金証書を持参のうえ、渋川社会保険事務所(再発行の手続き)をしてください。

なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりますので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。

▼問合せ先 ねんきんダイヤル 0570・07・1165、渋川社会保険事務所 22・1611

請求 平成19年3月31日に廃止 渋川交通災害共済事業

平成17年度加入者の共済見舞金の支払業務は、次のとおり行っています。請求漏れがないように確認をお願いします。

▼加入年度 平成17年度

▼対象事故発生日 平成18年1月～平成18年3月31日

▼請求期間 事故発生から1年以内

▼必要書類 役場総務課にあり

▼問合せ先 渋川交通災害共済組合 ☎60・5678、役場総務課 ☎54・3111(内線124)

冬の青少年健全育成運動

平成18年12月15日～平成19年1月31日

推進目標

- ◆子どもたちが安全に暮らせる地域づくりを進めよう
- ◆子どもたちを犯罪の被害者にも加害者にもさせない地域づくりを進めよう
- ◆子どもたちが育つのに適した地域づくりを進めよう

家庭・学校・地域社会が一体となって

「冬の青少年健全育成運動」を推進しましょう

我が家のインターネットルールの例

- 使う時間は1日1時間まで
- 掲示板やチャットには個人情報を書き込まない
- メール、掲示板、チャットにはウソや悪口を書かない
- 親の許可なくネットショッピングをしない
- 何か変なことがあったら親に知らせる
- 履歴を消さない
- アダルトサイトや出会い系サイトにはアクセスしない
- 不審なメールがきたら親に知らせる
- インターネット上で知り合った人には会わない

毎月第1日曜日は「家庭の日」

親子のふれあいやともに行動する機会が少なくなっていることから、愛情と信頼で結ばれた明るい家庭づくりを心がける日として、昭和40年5月5日を「提唱の日」、同年6月6日を「開始の日」として、以降群馬県では毎月第1日曜日を「家庭の日」としました。

毎月第1土曜日は「少年の日」

すべての県民が一体となって、青少年を非行から守り、健全に育成するための実践活動の日として、また青少年が自分の行動に対する責任を持ち、自覚を深める日として、昭和58年12月1日から毎月第1土曜日を「少年の日」としました。先に制定された「家庭の日」と連動した青少年の健全育成運動を展開します。